

三原市立図書館雑誌スポンサー制度募集要領

1 雑誌スポンサー募集の目的

三原市立図書館（以下「図書館」という。）で配架する雑誌を広告媒体として提供する事業者等に雑誌の購入費を負担していただくことで雑誌購入費を節減し、この経費を他の図書資料の購入費に充当することにより、蔵書の充実と図書館サービスの向上を図ることを目的とします。

2 雑誌スポンサー制度の内容

雑誌への広告掲載及び雑誌購入費の負担をしてくださる事業者等を「雑誌スポンサー」と称します。雑誌スポンサーは、購入費を負担する雑誌の最新号のカバーに広告を表示することができます。雑誌コーナーへの配架と雑誌の調達は図書館が行います。また、図書館へ納入された雑誌は三原市に帰属します。

3 対象の雑誌

図書館が作成した「雑誌リスト」から選定してください。

4 対象の図書館

三原市立中央図書館で実施します。

5 雑誌スポンサー及び広告の対象

- (1) 雑誌スポンサーは、企業及び個人の事業者、公共的団体又はこれに類する者、その他三原市立図書館長（以下「館長」という。）が認める者を対象とします。
- (2) 掲載する広告は、三原市広告掲載取扱要綱第3条を基本原則とし、雑誌スポンサー及び広告の内容は、三原市広告掲載取扱要綱第4条、三原市広告掲載取扱要綱に係る運用基準第1項各号に該当するもの及び図書館長が適当でないと判断したものは掲載しません。

6 広告の掲載期間

- (1) 広告の掲載期間は、原則として1年間（4月1日～3月31日）とします。年度途中からは、館長が掲載を決定した月の翌月から当該年度の3月31日までとします。ただし、期間満了の2か月前までに、館長又は雑誌スポンサーいずれかの解約の意思表示がない場合は自動的に更新するものとし、その後も同様とします。
- (2) 雑誌スポンサーからの年度途中での解約及び一括前納金の返還は、原則として受け付けません。

7 広告の規格・表示方法及び位置

- (1) 雑誌スポンサーの広告の表示物は、雑誌スポンサー申込者が必要枚数を作成するものとしま

す。

- (2) 提供雑誌の最新号閲覧用カバー表面に、図書館が作成した、雑誌スポンサー名等を表示するものとし、雑誌タイトルが隠れない位置とし、表示の大きさは縦3センチ以内・横10センチ以内、地色は白色、文字は黒色、貼付位置はカバー底辺から4センチ上部の中央付近とします。
- (3) 上記(2)の余白に「この広告は図書館雑誌スポンサー制度によるものです。」の一文を表示します。
- (4) 提供雑誌の最新号閲覧用カバー裏面に、雑誌スポンサーの広告を差し込むものとし、その大きさは広告を表示する雑誌のカバーに収まるサイズとします。
- (5) 雑誌の配架位置は館長が決定します。
- (6) 図書館ホームページに「雑誌スポンサー制度提供事業者一覧」を掲載します。

8 申し込みの受付

申し込みは、三原市立中央図書館の開館日の午前10時から午後6時まで、随時受け付けるものとし、受付は先着順とします。ただし、2年目以降は前年度の雑誌スポンサーを優先します。

9 申し込み方法

雑誌スポンサー制度申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、直接提出か、または郵送してください。申込書に添付する書類は次のとおりとします。

- (1) 広告原稿
- (2) 会社概要等（業種等がわかるもの）

10 雑誌スポンサーの選定及び広告の内容審査

雑誌スポンサー制度の申し込みがあった場合、雑誌スポンサーの選定及び広告の内容審査を行います。広告ごとに具体的な広告内容を判断し、必要な場合は、館長から修正・削除等の依頼をすることがあります。

11 雑誌スポンサーの決定

館長は雑誌スポンサーの可否を決定し、雑誌スポンサー承諾通知書（様式第2号）又は雑誌スポンサー不承諾通知書（様式第3号）により通知します。

12 覚書の締結

雑誌スポンサーに決定した場合は、館長と覚書（様式第4号）を締結します。

13 購入代金の支払方法

雑誌スポンサーの提供する雑誌代金の支払いは、館長が指定する書店に、雑誌スポンサーが直接お支払いください。支払いは一括前納として、価格変動等により過不足が生じた場合は、年度

末に精算してください。振込手数料は、雑誌スポンサーがご負担ください。雑誌スポンサーが提供する雑誌が休・廃刊した場合は、館長と協議のうえ、別の雑誌に広告を振り替えるものとします。提供雑誌は指定の書店が図書館に納入します。

1 4 広告内容の変更

広告の内容は、随時、変更することができます。変更を希望する月の2か月前までに、広告内容変更申出書（様式第5号）により館長と協議するものとします。

1 5 広告内容の変更の決定

館長は、前条の規定により申し出を受けたときは、掲載内容の可否を決定し、広告内容変更承諾通知書（様式第6号）又は広告内容変更不承諾通知書（様式第7号）により通知します。

1 6 解約

雑誌スポンサーは、年度末での解約を申し出る場合は、2か月前までに、広告掲載解約申出書（様式第8号）を提出してください。

1 7 解約の決定

館長は、前条の申し出を受けた場合は、広告掲載解約承諾通知書（様式第9号）又は広告掲載解約不承諾通知書（様式第10号）により通知します。

1 8 決定の取消

(1) 館長は、雑誌スポンサーが次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、決定を取り消すことがあります。

- ① 提供する雑誌の購入代金を指定期日までに納入しないとき。
- ② 申込書の虚偽の記載、その他不正な手段により雑誌スポンサーの決定を受けた場合。

(2) 館長は、雑誌スポンサーが提供雑誌に表示した広告の内容に瑕疵、虚偽等があると判断した場合は、当該広告の掲載を取り消すことがあります。年度途中の取り消しであっても、一括前納金の返還は行いません。

附 則

この要領は、令和5年3月1日から施行する。